四街道市障害者相談支援事業業務委託
公募型プロポーザル募集要項

四街道市

１　四街道市障害者相談支援事業業務委託の概要

（1）業務の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条第１項第３号に基づく相談支援事業として、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、福祉サービスの利用支援その他必要な支援を行い、地域で安心して自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

（2）業務の内容

本業務の内容については、次の各事項に掲げるもののほか、別添「四街道市障害者相談支援事業仕様書」の定めによります。

原則として２事業者に委託し、運営については以下の２か所のうちいずれかとし、市が決定するものとします。

・四街道市総合福祉センター　　分館１階
　四街道市鹿渡無番地　（事務室・面談スペース有）

・四街道市南部総合福祉センター　わろうべの里２階
　四街道市和良比 635-4　（事務室・相談室あり）

ア　業務名称　四街道市障害者相談支援事業業務委託
　障がい者、障がい児、障がい児の保護者及び障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、福祉サービスの利用支援その他必要な支援を行うことにより、障がい者等が地域で安心して自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
　（令和７年度　相談実績）
　・ 平均相談件数4, 381件(電話対応含む)

イ　契約期間　　契約日の翌日から令和１２年３月３１日まで
ウ　履行期間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日
エ　業務場所　　四街道市が指定する場所
オ　委託上限額　５４，９３９千円（３年度合計。消費税及び地方消費税含む）

（3）事業者選定の趣旨

本業務には相談支援に関する専門的な知識及び経験のほか、継続支援、アウトリーチ、関係機関との連携等を着実に実施する体制が必要です。このため、価格のみによらず、企画力、実行力、人員体制、専門性及び地域との連携力等を適正に審査した上で、本業務の内容に適した事業者２事業所について選定することとします。

２　公募の条件

（1）参加資格

参加の資格は、主たる事務所が千葉県内にあり、宗教活動又は政治活動を主たる目的としていない事業者で、次のア～ウに掲げる事項を全て満たす事業者とします。

ア　一般相談支援事業又は特定相談支援事業を四街道市内で行う事業者

イ　四街道市の入札参加資格名簿に登載されている事業者。ただし、入札参加資格者名簿に登載されていない場合にあっても、次に掲げる事項の書類を提出し、市長が参加資格を有すると認めた場合は、参加できるものとします。

①登記事項証明書又は登記簿謄本

②印鑑証明書

③納税証明書（以下参照）

③－１法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(税務署発行(様式その３の３))

③－２千葉県の県税事務所発行の千葉県税の完納証明書（千葉県県税条例施行規則第 40 号様式その２）　※千葉県税のすべての税目において未納が無い旨の証明。

③－３市税に滞納の無い旨を証明できる書類

④財務諸表（以下参照）

④－１貸借対照表（直近１年度分）

④－２損益計算書（直近１年度分）

④－３株主資本等変動計算書（直近１年度分）

※財務諸表がない場合は、直近１年度分の決算書

ウ　四街道市暴力団排除条例（平成２４年条例第２号）第２条第３号に規定する暴力団等又は第９条第１項に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

（2）失格事項

参加申込書を提出してから受託者が決定するまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から外します。

ア　参加申込書又は提案書等に虚偽の内容が記載されている場合

イ　審査の公平性に影響を与える行為があったと認める場合

ウ　著しく信義に反する行為があった場合

３　事業者選定

（1）スケジュール

時期	内容
令和８年１１月９日（月）	募集の公表
同１１月１７日（火）正午まで	質問書の提出期限
同１１月２４日（火）１７時まで	質問への回答送付
同１２月３日（木）正午まで	参加申込書・企画提案書の提出期限
同１２月１４日（月）	書類審査（１次審査）の結果通知
同１２月２１日（月）※予備日は２４日（木）	プレゼンテーション審査（２次審査）
令和９年１月上旬	選定結果の通知
同１月下旬以降	契約手続き

（2）参加申込書・企画提案書類の提出

ア　提出書類

①参加申込書　１部（押印は省略可。連絡先を必ず明記すること。）

（入札参加資格者名簿へ登載されていない場合は、以下の書類）

本募集要項「２　公募の条件　（１）参加資格　イ」のただし書き記載の①～④

各１部

③四街道市障害者相談支援事業業務委託企画提案書提出書　１部

（押印は省略可。連絡先を必ず明記すること。）

④企画提案書　　１部

⑤ 事業費見積書　１部

⑥ 業務実績書　　１部

⑦ 事業者概要書　１部

※別紙「四街道市障害者相談支援事業所委託企画提案書作成要領」参照

⑧ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標による加点を受ける場合は、認定を受けていることが確認できる書類（以下のいずれかに関する認定通知書等）の写し

・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業又は行動計画の策定義務がない場合に行動計画を策定している企業）

・次世代法に基づく認定（くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）

・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

イ　受付期間及び時間

令和８年１１月９日（月）から１２月３日（木）正午まで

※持参の場合は、9時００分から１６時３０分までの間に受付（土曜、日曜・祝日は除く。）

ウ　提出場所

〒２８４-８５５５　千葉県四街道市鹿渡無番地

四街道市役所福祉サービス部障がい者支援課（１階５番窓口）

エ　提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、上記受付期間内必着）

オ　参加辞退

書類提出後に辞退をする場合は、参加辞退書を提出してください。

カ　費用の負担

参加申込に係る費用は、すべて事業者の負担とします。

キ　その他留意事項

① 提出期間終了後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

② 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

（4）質問及び回答

本業務に関する質問及び回答は、次により行うものとします。

ア　質問

電子メールにより受付。質問書に、質問の内容を簡潔にまとめて提出するものとします。

（質問書提出先）

〒２８４-８５５５　千葉県四街道市鹿渡無番地

四街道市役所福祉サービス部障がい者支援課

（電子メール）yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp

イ　回答

提出されたすべての質問とその回答については、１１月１７日（火）正午までに、参加資格を有することを認めたすべての事業者に電子メール等により送付します。(質問者の情報は非公表)

（5）選定方法

事業者の選定に当たっては、市が設置する四街道市障害者相談支援事業業務委託事業者選定委員会で提案内容を審査し、結果を市長に報告するものとします。市長は、委員会の報告を踏まえて、事業者を選定します。

ア　書類審査及びプレゼンテーション

審査は、書類審査及びプレゼンテーションにより行い、企画提案をされた事業者の中から、合計得点の高い順に2事業者を受託候補者として選定します。ただし、最低基準点に達しない事業者は選定しません。

なお、参加事業者が3者を超える場合は、企画提案書の書類審査を行い、上位3者のみプレゼンテンショーン審査を実施します。選考結果は申込者全員に通知します。

また、参加事業者が1者の場合でも、委員会によるプレゼンテンショーン審査を行うものとします。

●プレゼンテーション実施日時等

日　時：令和８年１２月２１日（月）　午後　※予備日　２４日（木）午後

会　場：四街道市本館２号棟　１階会議室

出席者：業務責任者を含む３人以内

内　容：事業者ごと非公開で実施します。1事業者につき、プレゼンテーション１５分、質疑応答15分（合計３０分）とします。なお、説明者はその業務内容を十分に把握している者が行うこととします。

その他：実施日時等の詳細については、別途案内します。

※選定方針は、別添「四街道市障害者相談支援事業託事業者選定方針」によります。

イ　受託候補者の選定

別添「四街道市障害者相談支援事業業務委託事業者選定方針」に基づき、原則として合計得点の高い順に２事業者を受託候補者として選定します。ただし、最低基準点に達しない事業者は選定しません。

各受託候補者の実施場所は、希望、提案内容、審査結果及び相談支援体制全体のバランスを踏まえ、市が指定します。

ウ　選定結果通知

選定結果は、プレゼンテーションを行った事業者全員に文書により通知します。なお、選考経過に関する質問や選考結果に関する質問や異議申立を行うことは出来ません。

エ　選定結果の公表

選定結果は、市ホームページにおいて公表します。

４　事業者選定後の手続き

（1）見積書の提出

本業務受託者として選定された事業者は、企画提案の内容を市と協議し、市が指定する見積書を提出し、市があらかじめ定める予定価格以下の金額で、契約額を決定します。

（2）契約の締結

決定した契約額に基づき、契約を締結します。

（3）引継ぎ

令和９年度以降の円滑な業務遂行のため、契約締結後令和９年３月１日から３月３１日までの間において、現受託者が作成する業務引継書等により、市立会いのもと、業務の引継ぎを行うものとします。ただし、引継ぎに係る人件費等の費用は、事業者が負担するものとします。

５　資料等

（1） 四街道市障害者相談支援事業業務委託仕様書
（2） 参加申込書
（3） 参加辞退書
（4） 質問書
（5） 四街道市障害者相談支援事業委託企画提案書提出書
（6） 四街道市障害者相談支援事業委託企画提案書作成要領
（7） 四街道市障害者相談支援事業営業務委託事業者選定方針

６　問い合わせ

四街道市役所福祉サービス部障がい者支援課支援係
〒２８４－８５５５　千葉県四街道市鹿渡無番地
電話：０４３-４２１－６１２２　　ファクシミリ：０４３-４２４-２６７６
電子メール：yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp